

## 計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

### I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

連携計画で掲げた6つの施策のうち、重点施策と位置づけられた「市営有償バスなどの運行形態の見直し」と「デマンド型交通などの導入」を協議会の合意に基づき事業選定し、実証運行を行った。その中で利用者の意見や平成21年度と平成22年度との利用実績数値を比較しながら、問題点や課題の検証と当該事業の継続や見直しの要否についての協議を行い、地域住民(特に過疎地域)に対して、一定の利便性の向上が図れた。

### II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

平成22年度事業では総合事業計画における「市営有償バス」(榛原大野線)の実証運行事業と「デマンド型乗合タクシー」実証運行事業を適切に実施した。  
「市営有償バス」については、利便性の向上と「デマンド型乗合タクシー」との連携を考慮し1日6便から10便へ増便した結果、平成22年度は12月末までの間に1,425人が利用し、平成21年度の4月から12月までの間の利用者数(1,253人)と比較すると約14%増となり、潜在的な利用が掘り起こされた形となった。  
「デマンド型乗合タクシー」については平成22年4月1日に1便あたり最大4台の体制での運行を開始し、12月末までの間に3,421人の利用があった。  
平成21年度、コミュニティバスの実証運行を行っていた「市営有償バス」(室生南部線、室生北部線の2路線)について、「デマンド型乗合タクシー」事業へと見直したものであり、単純に比較は出来ないが、平成21年度の4月から12月までの間の利用者数(2,576人)と比較すると、平成22年度は約33%乗車人数が増加している。

### III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

「市営有償バス」、「デマンド型乗合タクシー」の実証運行事業については、毎月、それぞれの実績集計を実施し、平成21年度の利用実績と平成22年度の利用状況を比較し、当該事業の効率化や公共交通の利便性の検討を行いながら、「デマンド型乗合タクシー」については、利用者登録を行っている世帯に対して、利用、頻度、満足度などの項目についてアンケート調査を実施し、利用者等の公共交通施策に対する意見や要望を聴取しながら、事業の効果や影響とその評価・分析を行った。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

新たな公共交通システム(「デマンド型乗合タクシー」事業)を実証運行した結果、60歳以上の利用者が利用者全体の約90%となっており、外出機会の増加にも寄与していると考えられ、総合連携計画に掲げられている「高齢者への公共交通サービスの提供」、「公共交通の空白地域の解消」という目標を達成するための適切な事業と考えられる。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

#### IV 自立性・持続性

##### 1 事業の本格実施に向けての準備

###### ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

榛原大野線の実証運行については、「デマンド型乗合タクシー」の実証運行に伴い、1日10便(5往復)に増便したことにより1便あたりの平均乗車人数は減少しているが、総乗客数は増加しているも収支率は14%であり、「デマンド型乗合タクシー」の実証運行についても、1日あたりの平均利用者は18.7人と増加しているが、収支率は20%と、いずれも継続性のある本格運行に向け、①運行の効率化、②使用料(運賃)の見直し、③本事業の協力金等の検討など、収入の確保を計り収支率を向上させる必要があることから、市広報紙や防災行政無線等を活用した利用者数増加に向けた啓発や利用にあたって事前に行っている利用者登録数の増加が利用者数の増加につながるものと考え、今後も更なる啓発活動を行います。

また、「デマンド型乗合タクシー」の運行に伴い、各自治会から要望書が提出されており、運行方法についての見直しを検討していく中で、特に市内全域で見ると民間バス事業者との競合箇所も多いことから市内全域の整合性や調整を図りながら、共存できる体系づくりが必要と考えている。

なお、デマンドタクシーの実証運行の前後におけるタクシー会社の売上げについては、運行を委託していることから観光の繁盛期である4・5・11・12月において減収となっているものの他月の運行委託料により一年を通せば増収が見込まれる旨の報告を受けている。

##### 2 事業の実施環境

###### ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度において「市営有償バス」及び「デマンド型乗合タクシー」の実証運行事業を実施するにあたっては、宇陀市からの財政支援を受けるということで合意形成されており、平成23年3月に開催予定の宇陀市議会において予算案を提出し、審議願う予定です。

###### ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

本事業の協力金や料金体系の見直しについては、実証運行事業の実績をさらに観察しながら、事業の見直しや地域協力金等の拠出についての協議を行うこととする。

需要が予測を下回っているため、地域説明会や実利用者に対する意見聴取、協議会への参画などにより、公共交通の利用促進や維持・確保に対する意識啓発を実施し、将来的には地域の住民等が自主的に取り組んでいく環境を整備していく予定である。

具体的には1月下旬より数会場において説明会(意見交換会)を行い、住民ニーズや意見を聴取するとともに理解を求めていく予定をしている。

<p><b>V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</b></p>	
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。</p>	<p>法定協議会には、規約や各種規程等が策定されており、協議事項は、総合連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他協議会において必要と認めた事項と規定されている。</p> <p>また、委員構成についても、地域住民や関係者等の意見を幅広く聴取するために、自治連合会長、老人クラブ連合会長や商工会、市内交通事業者等を含めた組織体制を編成している。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。</p>	<p>法定協議会の構成員には、市内の自治会長、老人クラブ会長等が含まれているほか、計画事業の進め方を協議会で協議した上で、「市営有償バス」、「デマンド型乗合タクシー」実証運行を実施するとともに、その実施結果については協議会で報告を行い、審議、検討を加えている。</p> <p>また、「デマンド型乗合タクシー」実証運行に向け、事前説明会を2月1日～2月10日迄の間、計8回開催して、住民ニーズや意見を聴取し、さらに運行が開始され4箇月経過した8月1日～8月12日迄の間、「デマンド型乗合タクシー」の利用者登録を行っている世帯に対してアンケートを実施し、利用者の意向を確認した。さらに地域からの要望を受け、平成23年1月下旬より教会場において説明会（意見交換会）を行い、住民ニーズや意見聴取を予定している。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。</p>	<p>法定協議会においては、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果、実施した計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議され、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。</p>	<p>法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること、議事資料はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の関係資料が開示されている。</p>
<p>⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>	<p>法定協議会において計画事業の内容、実施した事業に係る結果の取りまとめや自己評価報告案が報告・審議され、「市営有償バス」及び「デマンド型乗合タクシー」の実証運行については、必要に応じて一定の見直しを行いながら平成23年度も継続することについて合意が得られた。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。